



発行 新潟県

第7号

平成26年1月28日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 75 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定(福祉保健課)
- 76 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 77 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 78 障害者就業・生活支援センターの所在地変更届(労政雇用課)
- 79 肥料の登録の失効(農産園芸課)
- 80 漁船損害等補償法による付保義務発生の同意の認定(水産課)
- 81 保安林の指定解除予定(治山課)
- 82 保安林の指定解除予定(治山課)
- 83 保安林の指定解除予定(治山課)
- 84 保安林の指定予定(治山課)
- 85 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 86 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 87 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 88 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 89 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 90 国土調査の成果認証(農村環境課)
- 91 公共測量の終了通知(監理課)
- 92 道路の区域変更(道路管理課)
- 93 道路の区域変更(道路管理課)
- 94 道路の供用開始(道路管理課)
- 95 道路の区域変更(道路管理課)
- 96 道路の供用開始(道路管理課)
- 97 兼用工作物の管理方法に係る協議成立(道路管理課)
- 98 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 99 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)
- 100 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 101 新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正(出納局管理課)

公 告

- 平成25年度行政書士試験の合格者(市町村課)
- 特殊肥料の検査の結果(農産園芸課)
- 収去した飼料の試験結果の概要(農産園芸課)
- 一般競争入札の実施(財務課)

病院局公告

- 公募型プロポーザル方式に係る手続開始(病院局総務課)

選挙管理委員会告示

- 2 政治資金規正法による政治団体の届出(選挙管理委員会)
- 3 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)

- 4 政治資金規正法による政治団体の解散の届出(選挙管理委員会)
 5 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)

正 誤

平成25年11月15日付け県報第90号告示第1289号中(治山課)
 平成24年10月26日付け県報第84号新潟県選挙管理委員会告示第89号中(選挙管理委員会)
 平成24年10月26日付け県報第84号新潟県選挙管理委員会告示第93号中(選挙管理委員会)

告 示

◎新潟県告示第75号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

平成26年 1月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

氏名	名称	所在地	指定年月日
逸見 剛(柔道整復)	金井接骨院	佐渡市千種49	平成25年12月17日
金子 幸彦(あん摩・マッサージ)	金子 幸彦	上越市本町2丁目1-12フォルテヒルズ高田703	平成25年12月16日

◎新潟県告示第76号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

平成26年 1月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
クスリのアオキ松美薬局	柏崎市松美2丁目字西新田253	薬局	平成26年 1月 1日

◎新潟県告示第77号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり更新した。

平成26年 1月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
南魚沼市立ゆきぐに大和病院	南魚沼市浦佐4115	口腔に関する医療	平成26年 1月 1日
たまご薬局幸町店	長岡市幸町1-8-23	薬局	平成26年 1月 1日
メディスンショップ燕薬局	燕市柚木812	薬局	平成26年 1月 1日

◎新潟県告示第78号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地を次のとおり変更する旨の届け出があった。

平成26年1月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	社会福祉法人佐渡福祉会 障害者就業・生活支援センターそよかぜ	
住所	変更前	新潟県佐渡市千種丙 205 番地 2
	変更後	新潟県佐渡市三瀬川 382 番地 7
変更年月日	平成 26 年 2 月 1 日	

◎新潟県告示第79号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

平成26年1月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

登録番号	新潟県生第363号
肥料の種類	乾燥菌体肥料
肥料の名称	乾燥菌体肥料 2 号
保証成分量	窒素全量 13.0パーセント りん酸全量 3.0パーセント
生産者の名称及び住所	三菱瓦斯化学株式会社 東京都千代田区丸の内 2 丁目 5 番 2 号
失効年月日	平成26年1月16日

◎新潟県告示第80号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成26年1月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

漁協	加入区の名称	区域
新潟	五十嵐浜	新潟市西区真砂、上新栄町、五十嵐一の町、五十嵐二の町、五十嵐三の町、内野上新栄町の区域
寺泊	寺泊	長岡市寺泊長峯、金山、田ノ尻、花立、松沢町、香清水、横掛、小川町、上荒町、二ノ関、烏帽子平、上片町、片町、大町、上田町、赤坂、荒町、名子山、一里塚、下荒町、鼠山、蔵場町、七曲、円上寺山、殿林、坂井町、一枚田、磯町、敷ノ川、越ノ浦、蟹沢、千駄越、庚塚、白岩、雨池、湊町、小屋場、藪田、切替、下窪田、大和田、郷本、志戸橋、山田、松田、明ヶ谷、田頭、夏戸、年友、引岡、戸崎、吉、大地、円上寺、箕輪、京ヶ入、本山、本弁、弁才天、川崎、下曾根、中曾根、蛇塚、当新田、野積、岩方、仁ヶ村外新田、田尻、矢田、入軽井、町軽井、平野新村新田、高内、求草、万善寺、敦ヶ曾根、北曾根、新長、小豆曾根、竹森、鰯口、下桐、裕田、木島、五分一、有信、下中条の区域
聖籠町	聖籠	北蒲原郡聖籠町大字網代浜、次第浜の区域

◎新潟県告示第81号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年 1月28日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 解除予定森林の所在場所
新潟県小千谷市真人町字南山戊2728の10
 - 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
-

◎新潟県告示第82号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年 1月28日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県十日町市新座字高場乙1293の3
 - 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
-

◎新潟県告示第83号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年 1月28日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県十日町市松之山赤倉字宮田45の18
 - 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
-

◎新潟県告示第84号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年 1月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県糸魚川市大字釜沢字棚畑286の3、287から289まで、290の1、290の2、290の4、291の1、291の3、302から308まで、309の1、310の1、312の1、313の1、314の1、315の1、316、317の1、318の1、319の1、大字田中字原山673の1、675、677、678の1から678の3まで、679の1、679の3、680から682まで、682の1、682の3、682の丑、683の1、684、684の1、684の2、685から688まで、701の1、1787の1、1787の子、1788、1789、1790の1から1790の5まで、1790の7、1790の子、1889の5、1890の3、字小原木1791の辰、大字道平字清水田1381、1382の1、1382の3
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
-

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第85号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の新穂村土地改良区の定款の変更を平成26年1月20日認可した。

平成26年1月28日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第86号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の国府川左岸土地改良区の定款の変更を平成26年1月20日認可した。

平成26年1月28日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第87号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する第52条第1項の規定により、上村君子ほか1名から申請のあった換地計画について、同法第96条において準用する第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、平成26年1月29日から平成26年2月26日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年1月28日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の 所在・名称	地区名 (換地区名)	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
津南町 上村 君子 ほか1名	城原上方 (全換地区)	区画整理(非補助)	換地計画書 の写し	津南町役場

- 1 この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に新潟県十日町地域振興局長に申し出ることができる。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第88号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する第52条第1項の規定により、津南町から申請のあった換地計画について、同法第96条の4において準用する第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、平成26年1月29日から平成26年2月26日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年1月28日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の 所在・名称	地区名 (換地区名)	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
津南町	津南第2(鹿渡)	区画整理(農業基盤)	換地計画書	津南町役場

津南町	(全換地区)	整備促進) 事業	の写し	
-----	--------	----------	-----	--

- この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に新潟県十日町地域振興局長に申し出ることができる。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第89号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する第52条第1項の規定により、津南町から申請のあった換地計画について、同法第96条の4において準用する第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、平成26年1月29日から平成26年2月26日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年1月28日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名(換地区名)	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
津南町 津南町	津南第2(反里口) (全換地区)	区画整理(農業基盤整備促進)事業	換地計画書の写し	津南町役場

- この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に新潟県十日町地域振興局長に申し出ることができる。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第90号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成26年1月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
新潟市	新潟市の地籍図及び地籍簿 押付の一部
新潟市	新潟市の地籍図及び地籍簿 漆山、並岡の各一部
新潟市	新潟市の地籍図及び地籍簿 藤山一丁目の一部
魚沼市	魚沼市の地籍図及び地籍簿 並柳、和田、親柄の各一部
魚沼市	魚沼市の地籍図及び地籍簿 横根の一部

- 認証年月日

平成26年1月21日

◎新潟県告示第91号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年1月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（空中写真測量、数値図化、MMS、航空レーザ計測、水準測量）
- 2 作業期間 平成25年9月6日から平成25年12月20日まで
- 3 作業地域 岩船郡関川村大字片貝～岩船郡関川村大字金丸地内

◎新潟県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年1月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 住吉上館線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
新発田市大伝字松原下1219番1から 同市小坂字千刈439番1まで	新	11.0～26.0メートル	572.2メートル
	旧	(A)5.4～32.0メートル	602.5メートル
		(B)10.9～26.0メートル	571.2メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年1月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 本高津戸野目線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字高和町字清水田382番1から 同市大字高和町字ハシコ田409番4まで	新	9.0～10.6メートル	27.8メートル
	旧	8.6～10.2メートル	27.8メートル

◎新潟県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年1月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 本高津戸野目線

2 供用開始の区間

上越市大字高和町字清水田382番 1 から同市大字高和町字ハシコ田409番 4 まで

3 供用開始の期日 平成26年 1月28日

◎新潟県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 1月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 道路の種類 県道

2 路線名 名木山浦川原線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市吉川区名木山字上ノ山 275 番から	新	13.4～48.2メートル	58.2メートル
同市吉川区名木山字坂中207番 1 まで	旧	7.8～24.4メートル	58.2メートル

◎新潟県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 1月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 路線名 県道 名木山浦川原線

2 供用開始の区間

上越市吉川区名木山字上ノ山 275 番から同市吉川区名木山字坂中 207 番 1 まで

3 供用開始の期日 平成26年 1月28日

◎新潟県告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 1月28日

新潟県上越地域振興局長

1 道路の種類及び路線名

県道 青柳高田線

2 道路の位置

上越市大字下新町字雁戸端1201番 1 から同市大字今池字西黒保514番 1 まで

上越市大字今池字西黒保517番 1 から同市大字今池字西黒保517番 1 まで

3 他の工作物の管理者の名称及び所在

名称 水路管理者 関川水系土地改良区理事長

所在 上越市大字長面14番 1

4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

兼用工作物の通常の維持管理

5 管理の期間

平成25年12月16日から当該施設の存続する日まで

◎新潟県告示第98号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年1月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
折立又新田地区	魚沼市折立又新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
折立又新田(1)地区	魚沼市折立又新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
折立又新田(2)地区	魚沼市折立又新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
折立又新田(3)地区	魚沼市折立又新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
十二沢地区	魚沼市折立又新田	次の図のとおり	土石流
日影地区	魚沼市折立又新田	次の図のとおり	土石流
菅ノ平(1)地区	魚沼市折立又新田	次の図のとおり	土石流
菅ノ平(2)地区	魚沼市折立又新田	次の図のとおり	土石流
菅ノ平(3)地区	魚沼市折立又新田	次の図のとおり	土石流
堀々沢地区	魚沼市折立又新田	次の図のとおり	土石流
八枚沢地区	魚沼市折立又新田	次の図のとおり	土石流
上ノ原(1)地区	魚沼市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上ノ原(2)地区	魚沼市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
道北地区	魚沼市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
家ノ下地区	魚沼市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村仲地区	魚沼市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井戸ノ入地区	魚沼市大沢	次の図のとおり	土石流
クルミ沢地区	魚沼市大沢	次の図のとおり	土石流
アザミ沢地区	魚沼市大沢	次の図のとおり	土石流
大沢地区	魚沼市大沢	次の図のとおり	土石流

鳴倉沢地区	魚沼市大沢	次の図のとおり	土石流
木山沢地区	魚沼市大沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
箱岩(1)地区	新発田市箱岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
箱岩(2)地区	新発田市箱岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
箱岩(3)地区	新発田市箱岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺小路川地区	新発田市箱岩	次の図のとおり	土石流
滝ノ沢川地区	新発田市箱岩	次の図のとおり	土石流
箱岩沢地区	新発田市箱岩	次の図のとおり	土石流
安寿の沢地区	新発田市箱岩	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
虫亀(5)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(1)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(2)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(6)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(7)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(11)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(15)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(16)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(17)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(18)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

虫亀(19)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(20)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(21)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(22)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(23)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(24)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(25)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(26)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(27)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(28)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(29)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(30)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(31)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(32)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
細声地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	地すべり
虫亀地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	地すべり
下平地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山岸地区	南魚沼市深沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大深沢地区	南魚沼市深沢	次の図のとおり	土石流
よしのさわ(1)地区	南魚沼市深沢	次の図のとおり	土石流
よしのさわ(2)地区	南魚沼市深沢	次の図のとおり	土石流
棚雪地区	南魚沼市深沢	次の図のとおり	土石流

物置沢地区	南魚沼市深沢	次の図のとおり	土石流
いこざわ地区	南魚沼市深沢	次の図のとおり	土石流
姥沢新田(1)地区	南魚沼市姥沢新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
姥沢新田(2)地区	南魚沼市姥沢新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仁田沢地区	南魚沼市姥沢新田、台上	次の図のとおり	土石流
小松沢地区	南魚沼市小松沢、滝谷	次の図のとおり	土石流
オトゾウ(1)地区	南魚沼市滝谷	次の図のとおり	土石流
オトゾウ(2)地区	南魚沼市滝谷	次の図のとおり	土石流
オオヅチ(1)地区	南魚沼市滝谷	次の図のとおり	土石流
西谷後沢(1)地区	南魚沼市清水、滝谷	次の図のとおり	土石流
西谷後沢(2)地区	南魚沼市清水、滝谷	次の図のとおり	土石流
ソリマ地区	南魚沼市滝谷	次の図のとおり	土石流
オオヅチ(2)地区	南魚沼市滝谷	次の図のとおり	土石流
沢田地区	南魚沼市小松沢、滝谷	次の図のとおり	土石流
月岡入(1)地区	南魚沼市長崎	次の図のとおり	土石流
月岡入(2)地区	南魚沼市長崎	次の図のとおり	土石流
月岡入(3)地区	南魚沼市長崎	次の図のとおり	土石流
月岡入(4)地区	南魚沼市長崎	次の図のとおり	土石流
月岡入(5)地区	南魚沼市長崎	次の図のとおり	土石流
北ノ入川地区	南魚沼市長崎	次の図のとおり	土石流
柄沢(1)地区	南魚沼市仙石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
無入川地区	南魚沼市仙石	次の図のとおり	土石流
柄沢川(1)地区	南魚沼市仙石	次の図のとおり	土石流
柄沢川(2)地区	南魚沼市仙石	次の図のとおり	土石流

細越地区	南魚沼市仙石	次の図のとおり	土石流
所平地区	南魚沼市仙石	次の図のとおり	土石流
小清水(1)地区	南魚沼市仙石	次の図のとおり	土石流
小清水(2)地区	南魚沼市仙石	次の図のとおり	土石流
舞子(1)地区	南魚沼市仙石、舞子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十沢キャンプ場(1)地区	南魚沼市永松	次の図のとおり	土石流
野田(1)地区	南魚沼市野田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

5 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
麻畑1地区	十日町市麻畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻畑2地区	十日町市麻畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻畑3地区	十日町市麻畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻畑(2)地区	十日町市麻畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
江戸ヶ沢地区	十日町市麻畑	次の図のとおり	土石流
三ノ沢地区	十日町市麻畑	次の図のとおり	土石流
さけ沢地区	十日町市麻畑	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第99号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年1月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
折立又新田地区	魚沼市折立又新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

折立又新田(3)地区	魚沼市折立又新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅ノ平(1)地区	魚沼市折立又新田	次の図のとおり	土石流
菅ノ平(2)地区	魚沼市折立又新田	次の図のとおり	土石流
菅ノ平(3)地区	魚沼市折立又新田	次の図のとおり	土石流
八枚沢地区	魚沼市折立又新田	次の図のとおり	土石流
上ノ原(1)地区	魚沼市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上ノ原(2)地区	魚沼市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
道北地区	魚沼市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村仲地区	魚沼市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
アザミ沢地区	魚沼市大沢	次の図のとおり	土石流
鳴倉沢地区	魚沼市大沢	次の図のとおり	土石流
木山沢地区	魚沼市大沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
箱岩(1)地区	新発田市箱岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
箱岩(2)地区	新発田市箱岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
箱岩(3)地区	新発田市箱岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
虫亀(5)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(1)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

虫亀(2)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(6)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(7)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(15)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(16)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(17)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(18)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(19)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(20)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(21)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(22)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(23)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(24)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(25)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(26)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(27)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(28)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(29)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(30)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(31)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫亀(32)地区	長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	--	---------------------

山岸地区	南魚沼市深沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大深沢地区	南魚沼市深沢	次の図のとおり	土石流
よしのさわ(1)地区	南魚沼市深沢	次の図のとおり	土石流
よしのさわ(2)地区	南魚沼市深沢	次の図のとおり	土石流
いこざわ地区	南魚沼市深沢	次の図のとおり	土石流
姥沢新田(1)地区	南魚沼市姥沢新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
姥沢新田(2)地区	南魚沼市姥沢新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仁田沢地区	南魚沼市姥沢新田、台上	次の図のとおり	土石流
小松沢地区	南魚沼市小松沢、滝谷	次の図のとおり	土石流
オトゾウ(1)地区	南魚沼市滝谷	次の図のとおり	土石流
オオヅチ(1)地区	南魚沼市滝谷	次の図のとおり	土石流
西谷後沢(1)地区	南魚沼市清水、滝谷	次の図のとおり	土石流
西谷後沢(2)地区	南魚沼市清水、滝谷	次の図のとおり	土石流
オオヅチ(2)地区	南魚沼市滝谷	次の図のとおり	土石流
月岡入(2)地区	南魚沼市長崎	次の図のとおり	土石流
月岡入(4)地区	南魚沼市長崎	次の図のとおり	土石流
北ノ入川地区	南魚沼市長崎	次の図のとおり	土石流
柄沢(1)地区	南魚沼市仙石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
無入川地区	南魚沼市仙石	次の図のとおり	土石流
柄沢川(1)地区	南魚沼市仙石	次の図のとおり	土石流
柄沢川(2)地区	南魚沼市仙石	次の図のとおり	土石流
所平地区	南魚沼市仙石	次の図のとおり	土石流
舞子(1)地区	南魚沼市仙石、舞子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十沢キャンプ場(1)地区	南魚沼市永松	次の図のとおり	土石流

野田(1)地区	南魚沼市野田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
---------	--------	---------	---------

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

5 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
麻畑1地区	十日町市麻畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻畑2地区	十日町市麻畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻畑3地区	十日町市麻畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻畑(2)地区	十日町市麻畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三ノ沢地区	十日町市麻畑	次の図のとおり	土石流
さけ沢地区	十日町市麻畑	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第100号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年1月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
 - ・種類 魚沼都市計画火葬場(魚沼市決定)
 - ・名称 2号 魚沼市斎場
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第101号

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分(昭和60年4月新潟県告示第1334号)の一部を次のとおり改正した。

平成26年1月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

第3号の表中

「

かみはやし " "	岩船郡神林村
(")	

」

を

「

かみはやし " "	村上市
(")	

」

に改める。

公 告

行政書士試験の合格者について（公告）

平成25年11月10日に行った行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

平成26年 1月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

受験番号	受験番号	受験番号
2910010	2910255	2910715
2910013	2910264	2910728
2910027	2910265	2910840
2910033	2910271	2910920
2910049	2910273	2910948
2910073	2910289	
2910089	2910307	
2910107	2910318	
2910111	2910319	
2910114	2910328	
2910117	2910357	
2910124	2910358	
2910130	2910419	
2910136	2910458	
2910158	2910477	
2910161	2910512	
2910165	2910532	
2910185	2910550	
2910186	2910565	
2910187	2910586	
2910196	2910601	
2910212	2910610	
2910220	2910626	
2910222	2910641	
2910234	2910654	
2910239	2910658	
2910240	2910665	
2910248	2910686	

特殊肥料の検査の結果について（公告）

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定に基づき、特殊肥料の検査結果の概要を次のとおり公表する。

平成26年 1月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

平成25年11月分

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名	検査の結果	備考	
たい肥	くびき野森林組合	きのこ堆肥 くびき野1号	TN	0.8%	
			TP	0.6%	
			TK	0.3%	
			C/N	14	

			TCu 13mg/kg TZn 54mg/kg	
たい肥	中越鶏卵株式会社	バイオペレット	TN 2.2% TP 6.3% TK 4.5% C/N 10 TCu 51mg/kg TZn 475mg/kg	
たい肥	中越鶏卵株式会社	バイオde元気	TN 2.0% TP 5.9% TK 4.5% C/N 8 TCu 50mg/kg TZn 488mg/kg	
たい肥	中越鶏卵株式会社	かしわ有機	TN 1.9% TP 6.2% TK 4.7% C/N 6 TCu 61mg/kg TZn 536mg/kg	
たい肥	村山佐喜雄	牛ふんたい肥	TN 0.4% TP 0.3% TK 0.8% C/N 31 TCu 6mg/kg TZn 22mg/kg	
たい肥	株式会社マルイ	食品たい肥	TN 2.4% TP 1.8% TK 1.4% C/N 17 TCu 6mg/kg TZn 36mg/kg	

備考 分析検査を実施した成分の略号は次のとおりである。

TN－窒素全量, TP－りん酸全量, TK－加里全量, C/N－炭素窒素比, TCu－銅全量, TZn－亜鉛全量

収去した飼料の試験結果の概要について（公告）

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成25年11月に検査した収去飼料の試験結果の概要を、次のとおり公表する。

平成26年1月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

○安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
日本製粉株式会社 千葉工場 千葉県千葉市	にいがた岩船 農業協同組合 朝日グリーン センター	単体飼料	国内粳 (精良粳)	H25.10	重金属－ 鉛、カドミウム、 水銀、ひ素	無

	新潟県村上市					
株式会社三幸 荒川工場 新潟県村上市	同左	単体飼料	菓子屑	H25. 11	重金属— 鉛、カドミウム、 水銀、ひ素	無
株式会社たかの 新潟県小千谷市	同左	単体飼料	ごはん	H25. 11	重金属— 鉛、カドミウム、 水銀、ひ素	無

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条第 1 項の規定により、漁業実習船「海洋丸」及び「くびき」に係る損害保険及び賠償責任保険契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年 1月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 入札に付する事項

(1) 案件の名称

漁業実習船「海洋丸」及び「くびき」に係る損害保険及び賠償責任保険契約

(2) 案件の仕様

入札説明書による。

(3) 契約期間

ア 海洋丸 平成26年 3月14日から 1年間

イ くびき 平成26年 3月24日から 1年間

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問い合わせ

(1) 交付期間 平成26年 1月28日（火）から平成26年 2月 4日（火）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第 5号）第 1条第 1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前 9時から午後 5時15分まで。

(2) 交付場所 新潟県教育庁財務課施設係（新潟県新潟市中央区新光町 4番地 1）

(3) 問合せ 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成26年 2月19日（水）午後 1時30分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町 4番地 1

新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件をすべて満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条第 1 項の規定による再生手続開始の申立をしている者又は同条第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立をされている者。

イ 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条第 1 項の規定による更生手続開始の申立をしている者又は同条第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立をされている者。

(3) 新潟県の県税の納付義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないものであること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(6) 5 に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて、新潟県知事から確認を受けている者であること。

(7) 「海洋丸」のトン数（299トン）階層区分以上の船舶で当該保険の契約実績があり、その証明を行えること。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成26年2月12日(水)午前9時から午後5時15分まで。

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県教育庁財務課施設係

ウ 提出方法 本人(法人にあつては代表権を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者に、それぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 日時 平成26年2月14日(金)午後1時30分から午後4時30分まで

イ 場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を併せて持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書簡郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額に105分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)以下同じ。)に100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望本体金額に、100分の5に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に

該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等に記載されている内容については、本件入札に限るものとし、他に使用しない。

(2) その他

ア 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この広告に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

病院局公告

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始について（公告）

新潟県立中央病院院内保育施設運営業務委託について、次のとおり提案書の提出を招請する。

平成26年 1月28日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 業務の概要

(1) 業務名

新潟県立中央病院院内保育施設運営業務委託

(2) 業務内容

新潟県立中央病院職員の乳幼児を対象とする保育所の運営業務全般（病児（病後児を含む。以下同じ。）保育の実施を含む。詳細は募集要領及び仕様書に定める。）

(3) 運営委託期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日

予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額、否決があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合があり得るものとする。また、次年度以降についても、予算の減額、削除があった場合、契約の変更または解除があり得るものとする。

2 参加表明及び提案者に求められる資格

以下の条件を全て満たす法人とする。

(1) 認可保育施設又は認可外保育施設の運営（業務委託契約による運営を含む。）実績が3年以上であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

ウ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

3 提案者を選定するための基準

上記2に定めるとおりとする。

4 提案内容

提案内容は下記のとおりとし、提案書の様式、提案内容及び評価基準の詳細は募集要領に定める。

- (1) 会社概要及び運営実績
- (2) 業務提案等
- (3) 委託見積書

5 手続等

- (1) 事務局 〒943-0192 新潟県上越市新南町205番地
新潟県立中央病院庶務課庶務係
電話番号 025-522-7711 (代表)
- (2) 実施要領、提出書類の様式の交付
 - ア 交付期間 平成26年1月28日(火)から平成26年2月3日(月)
土日祝日を除く、各日午前9時から午後5時まで
 - イ 交付場所 上記(1)に同じ
 - ウ 交付方法 交付場所において直接交付する(郵送による交付は行わない。)
また、新潟県立中央病院のホームページからもダウンロードすることができる
- (3) 参加表明書の提出
 - ア 提出期限 平成26年2月4日(火)
午後5時まで(郵送の場合は当日必着)
 - イ 提出先 上記(1)に同じ
 - ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)で提出すること
- (4) 提案書の提出
 - ア 提出期限 平成26年2月18日(火)
午後5時まで(郵送の場合は当日必着)
 - イ 提出先 上記(1)に同じ
 - ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)で提出すること

6 審査及び結果の通知

(1) 審査

業者の選定は新潟県立中央病院院内保育施設運営委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が、提出された書類及びヒアリング等の結果に基づき審査を行い、最も優れた提案を行った者及び次点者を特定する。

(2) ヒアリングの実施

選定委員会は、提出された提案書の内容について、提案者に対して面接ヒアリングを実施する。ヒアリングの日時、場所等については、別途通知する。

(3) 失格

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ア 本件プロポーザル募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
- イ 提出書類に虚偽を記載して提出した者
- ウ 提案書の提出期限に遅れた者
- エ ヒアリングの時間に遅れた者

(4) 審査結果の通知

各提案者に文書をもって通知する。

7 契約の締結

- (1) 選定委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行う。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4のいずれかに該当することとなった場合は、契約の締結を行わないことがある。
- (2) 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。ただし、仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。
- (3) 最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、選定委員会の審査により次点となった者と契約協議及び契約締結を行うことがある。
- (4) 契約金額については、予算の範囲内で業務量等を勘案のうえ、年度ごとに交渉し決定する。

8 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
上記5(1)に同じ
- (3) その他詳細は募集要領のとおりとする。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成26年 1月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

届 年 月 日	政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	会 計 責 任 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地
------------------	---------------	-------------	-----------------	--------------------

(平成)

25. 12. 20	佐藤そうじ後援会	滝沢千晴	藤田正市	三条市上谷地211番地
------------	----------	------	------	-------------

◎新潟県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年 1月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政党の支部

届 年 月 日	政 治 団 体 の 名 称	異 動 事 項	新 た に 届 出 の あ っ た 内 容
------------------	---------------	---------	-----------------------

(平成)

25. 12. 6	自由民主党新潟県三条市第一支部	代表者	坂田光子
25. 12. 26	日本維新の会新潟県総支部	主たる事務所の所在地	新潟市秋葉区古田1-2-32
25. 12. 10	民主党新潟県参議院選挙区第3総支部	主たる事務所の所在地	上越市栄町2-1-13

(2) その他の政治団体

届 年 月 日	政 治 団 体 の 名 称	異 動 事 項	新 た に 届 出 の あ っ た 内 容
------------------	---------------	---------	-----------------------

(平成)

25. 12. 17	明日の上越を考える会	代表者	田中弘邦
25. 12. 10	樹政会	主たる事務所の所在地	上越市栄町2-1-13
25. 12. 9	とおる会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館1020号室

◎新潟県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年1月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政治団体の名称

ア. その他の政治団体

解 散

年 月 日 政 治 団 体 の 名 称

(平成)

25.11.30 新潟政経懇話会

25.12.11 佐藤まさかず後援会

25.12.16 わたなべ英明応援団

(2) 収支報告書の要旨

ア. その他の政治団体

		事務所費	404,198 円
政治団体の名称	新潟政経懇話会	政治活動費	1,293,375 円
報告年月日	平成 25年 12月 27日	組織活動費	217,852 円
1 収入総額	3,733,857 円	機関紙誌の発行その他の事業費	800,000 円
前年繰越額	1,404,959 円	宣伝事業費	800,000 円
本年收入額	2,328,898 円	寄附・交付金	23,523 円
2 支出総額	3,733,857 円	その他の経費	252,000 円
3 本年收入の内訳		合 計	2,245,450 円
寄附(内訳別掲)	2,000,000 円		
政治団体からの寄附	2,000,000 円		
その他の収入	328,898 円		
上越事務所家賃負担分	300,000 円		
10万円未満の収入	28,898 円		
合 計	2,328,898 円		
4 寄附の内訳			
政治団体からの寄附			
(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)			
民主党本部	2,000,000 円	東京都千代田区	
小 計	2,000,000 円		
5 支出の内訳			
経常経費	3,700,847 円		
人件費	2,432,093 円		
光熱水費	35,830 円		
備品・消耗品費	120,933 円		
事務所費	1,111,991 円		
政治活動費	33,010 円		
組織活動費	33,010 円		
合 計	3,733,857 円		

政治団体の名称 佐藤まさかず後援会

報告年月日 平成 25年 12月 13日

1 収入総額	45,030 円
前年繰越額	45,030 円
本年收入額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 わたなべ英明応援団

報告年月日 平成 25年 12月 26日

1 収入総額	2,245,450 円	
前年繰越額	245,450 円	
本年收入額	2,000,000 円	
2 支出総額	2,245,450 円	
3 本年收入の内訳		
寄附(内訳別掲)	2,000,000 円	
政治団体からの寄附	2,000,000 円	
合 計	2,000,000 円	
4 寄附の内訳		
政治団体からの寄附		
(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)		
社会民主党新潟県連合	2,000,000 円	新潟市中央区
小 計	2,000,000 円	
5 支出の内訳		
経常経費	952,075 円	
人件費	490,000 円	
備品・消耗品費	57,877 円	

◎新潟県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年1月28日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

届年 月日	資金管理団体の 届出をした者の 氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新たに届出のあった内容
25.12.9	石崎徹	衆議院議員	とおる会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館1020号室

正 誤

平成25年11月15日付け新潟県告示第1289号(保安林の指定解除予定)中

ページ	行	誤	正
8	23	大樽小樽	大樽小樽

平成24年10月26日付け新潟県選挙管理委員会告示第89号(政治資金規正法による政治団体の届出)中

ページ	行	誤	正
16	31	新未来政策研究所	新未来政策研究会

平成24年10月26日付け新潟県選挙管理委員会告示第93号(政治資金規正法による資金管理団体の届出)中

ページ	行	誤	正
34	8	新未来政策研究所	新未来政策研究会